様式第3号(第7条関係)

第　　　　　　号

年　 　月　 　日

　　　　　　　　　　　様

丸亀市長　　　　　　　　　　　印

消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付(不交付)決定通知書

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった丸亀市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金については、丸亀市消防団員準中型自動車免許等取得費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

（　交付　・　不交付　）

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付決定額 | 円 |
| ２　補助対象経費の総額 | 円 |
| ３　不交付の場合その理由 |  |

　交付の条件

(1) 市長が必要があると認めるときは、関係職員に書類等の検査をさせ、又は免許の取得状況について実地検査を行うことがあること。

(2) 補助金の交付申請を行った年度内に免許等を取得すること。

(3) 規則又は要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めることがあること。